

浜松市精神保健福祉相談実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の精神的健康の保持増進を図るため、精神科医師によるこころの健康相談を行い、精神疾患の予防や精神障害のある又はその疑いのある人の早期治療の促進、並びに地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的として、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第46条及び47条、保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領（平成12年3月31日障第251号通知）の規定に基づく相談の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 事業の対象とする精神科医師は、市内に勤務する病院又は診療所のうち、事業に協力する病院又は診療所の医師（以下「協力医」という。）とする。

(事業の内容)

第3条 事業に協力する病院又は診療所の長は、事業の目的を達成するために、浜松市が指定する日に病院又は診療所の協力医を派遣させる。また、協力医は、浜松市が指定する日、時刻、場所において、法第46条及び第47条、保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領に基づく相談を実施する。

(事業の実施主体)

第4条 事業の実施主体は、浜松市とする。

(承諾の確認)

第5条 浜松市は、市内に開設する精神科を標榜する病院又は診療所に対し、事業への協力の有無等を確認する。

2 浜松市は、協力が得られた病院又は診療所の協力医から承諾書(様式第1号)の提出を求める。

(医師の委嘱)

第6条 浜松市は、承諾の確認が得られた協力医に対し委嘱書(様式第2号)を作成し委嘱する。

(周知)

第7条 相談の実施については広報はままつ等を活用し、市民及びその他必要な機関に周知する。

(運用)

第8条 相談の実施時間は、平日の概ね午後1時から3時までとする。

2 協力医は、毎回1名とする。

3 協力医および協力医の所属する病院又は診療所は、浜松市精神保健指定医の措置診察及び措置入院決定者の受入病院の輪番事業の当番日と重複しないよう努めなければならない。

(事業実施者の責務)

第9条 協力医は、その業務を行うに当たっては対象者の人権を尊重して行うとともに、対象者の身上及び家庭に関して知り得た秘密を守らなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、浜松市及び協力医、協力医の所属する病院又は診療所と協議し決定する。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号

浜松市精神保健福祉相談医師の指定に関する承諾書

(あて先)

浜松市長 鈴木 康友

浜松市における精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 47 条に基づく精神保健福祉相談医師として指定されることを承諾いたします。

平成 年 月 日

氏 名 _____ (印)

委 嘱 書

(従事医師名) 様

浜松市精神保健福祉相談医師を委嘱しま
す。

ただし 平成 年4月1日から 平成
年3月31日までとします。

平成 年 月 日

浜松市長 鈴木 康友